

令和6年度 第1回 奈良県公共事業評価監視委員会

[再評価] (平成25年度新規事業化)

- ・ 都市計画道路 さいくじょうさほせん 西九条佐保線(奈良IC～大宮通り)
- ・ 都市計画道路 だいあんじかしわぎせん 大安寺柏木線
- ・ JR かんさいほんせん 関西本線高架

令和6年11月

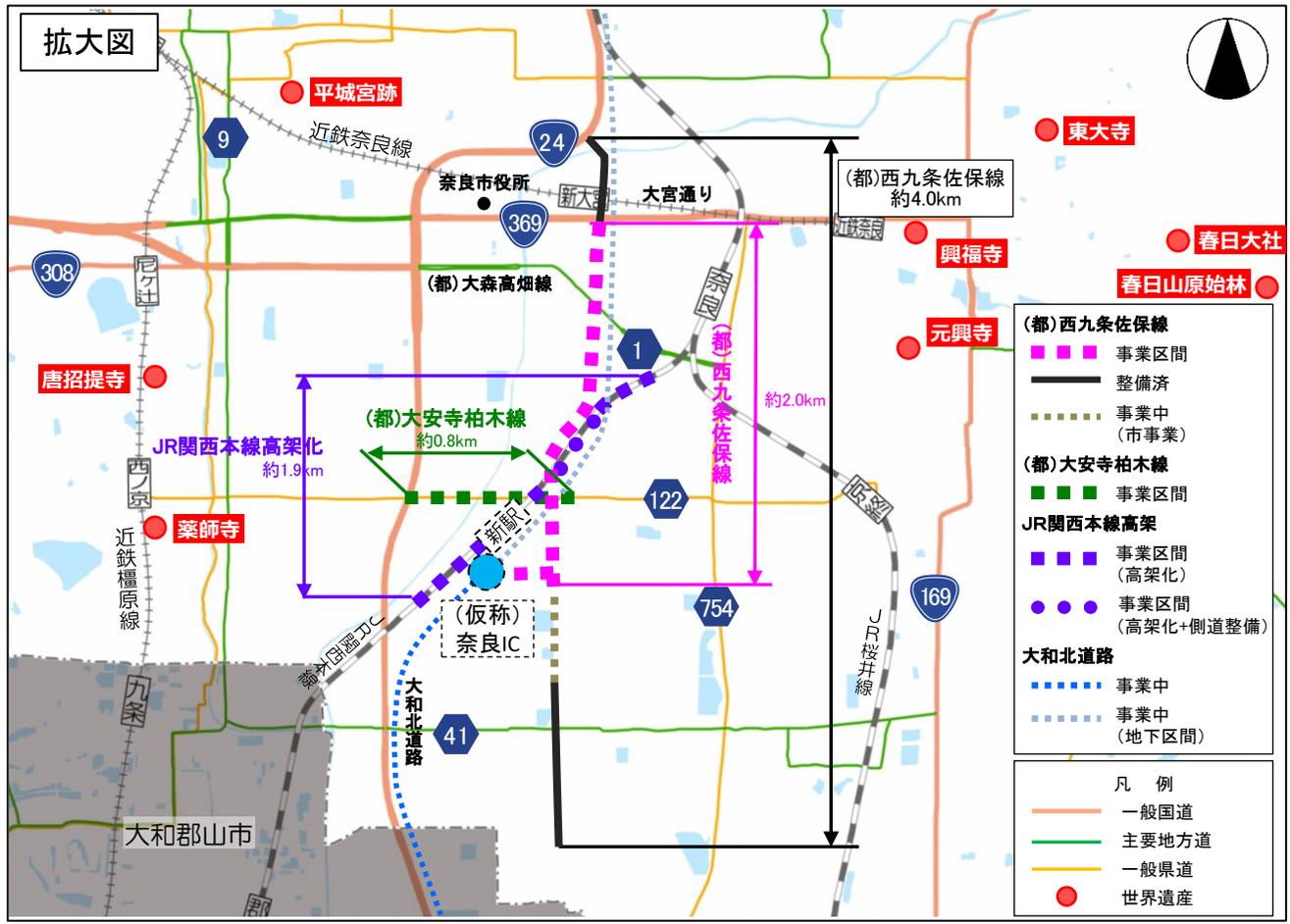
奈良県 県土マネジメント部 道路建設課

# 目 次

1. 路線の位置及び状況	P. 1
2. 事業の概要	P. 3
3. 上位関連計画への位置付け	P. 5
4. 事業の必要性に関する視点	P.11
1) 事業を巡る社会情勢等の変化	P. 11
2) 事業の整備効果	P. 12
5. 事業の効率性に関する視点	P.20
6. 事業の進捗の見込みの視点	P.21
7. 再評価時(R2)との比較	P.21
8. コスト縮減や代替案立案等の可能性	P.22
9. 対応方針(案)	P.23

# 1. 路線の状況

- (都)西九条佐保線は、現在整備中の大和北道路※の(仮称)奈良ICから奈良市中心市街地を結ぶアクセス道路
  - (都)大安寺柏木線は、(都)西九条佐保線及び国道24号バイパスから新駅へのアクセス路道路
  - JR関西本線高架化により、踏切除却による地域交通の安全性向上、地域分断の解消を図るとともに、新駅及びIC整備による交通結節点機能を活かした拠点形成等によるまちづくりを展開
  - (都)西九条佐保線は、国道308号、国道369号、(都)大森高畑線等と接続し、市内中心部の道路交通機能を向上させる路線であるとともに、周辺には数多くの世界遺産が存在
- ※大和北道路:京奈和自動車道の木津ICから西名阪自動車道までの区間

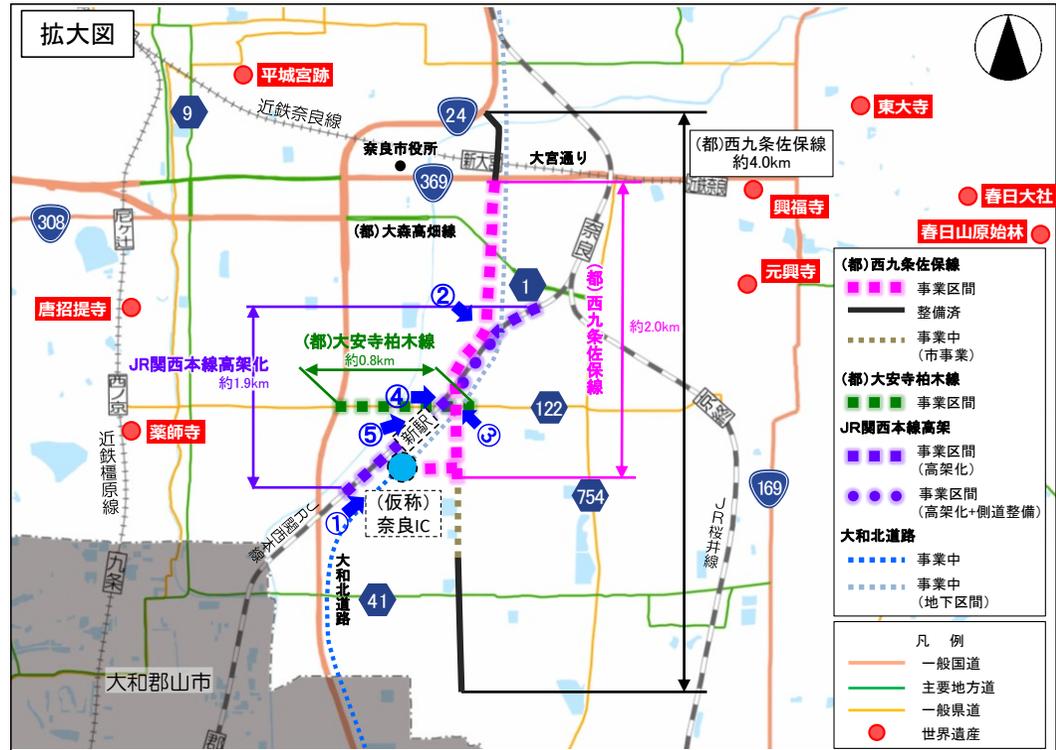


# 1. 路線の状況

## ◆完成イメージ



図①



図②

図③

図④

図⑤

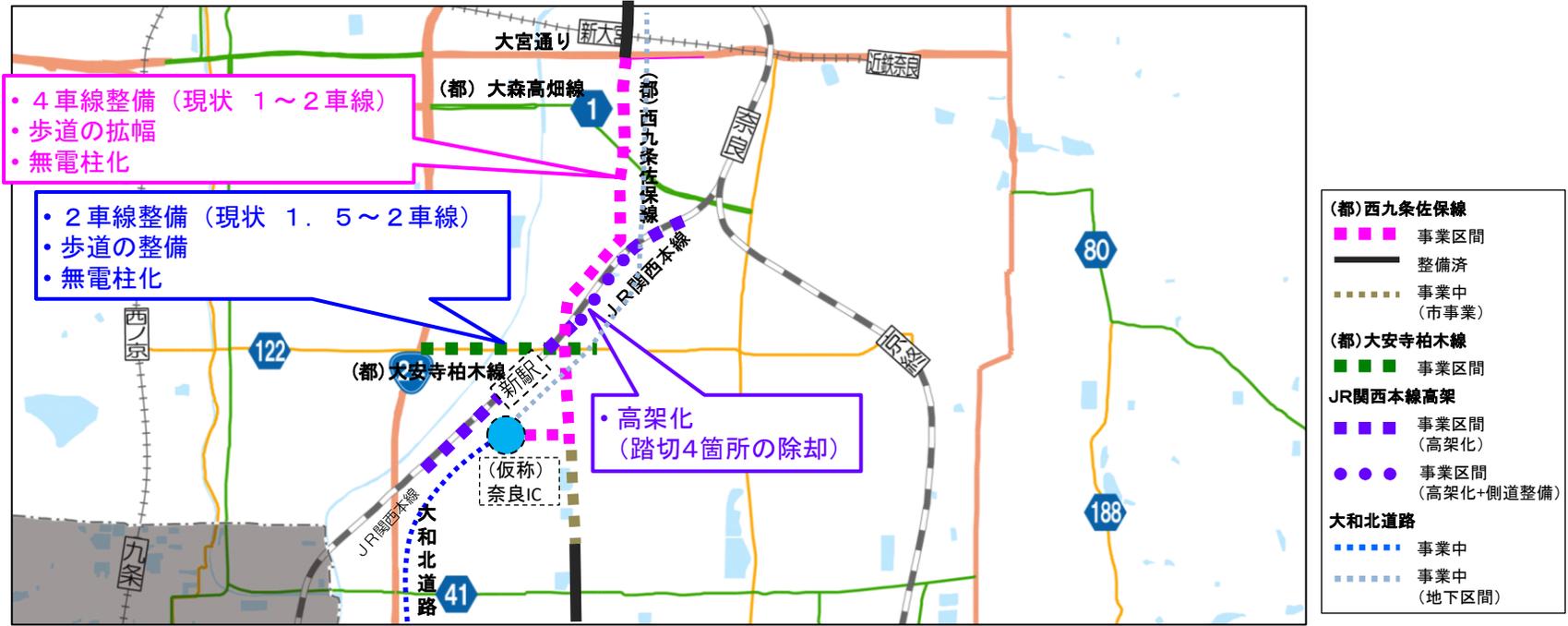
# 2. 事業の概要

## ◆事業の目的

- ・ (仮称)奈良ICから奈良市中心部へのアクセス性の向上
- ・ 地域内交通の円滑化
- ・ 踏切除却による安全性向上及び地域分断の解消、新しいまちづくり
- ・ 防災機能の向上
- ・ 良好な景観の形成

## ◆事業概要

路線名	都市計画道路 西九条佐保線		都市計画道路 大安寺柏木線	JR関西本線高架 (高架側道4号線を含む)
事業区間	(仮称)奈良IC ～(都)大森高畑線	(都)大森高畑線 ～大宮通り	大安寺～柏木町	大森町～八条4丁目
事業延長	1,533m	479m	820m	1,880m
構造規格	第4種第1級	第4種第1級	第4種第2級	-
設計速度	40km/h	40km/h	40km/h	-
計画交通量	16,500台/日	15,500台/日	9,700台/日	-
車線数	4車線 (片側2車線)	4車線 (片側2車線)	2車線 (片側1車線)	-
道路幅員	23m	23m	18m	9m
事業費	全体事業費 270億円 (R2再評価時 248億円)		全体事業費 44億円 (R2再評価時 40億円)	全体事業費 228億円 (R2再評価時 155億円)
主な事業の経緯	H27.11 都市計画変更 H28.7 事業認可 R2.12 事業再評価	H20.3 都市計画変更 H25.10 事業認可 H30.11 事業再評価 R2.12 事業再評価	H29.3 都市計画決定 H30.3 事業認可 R2.12 事業再評価	H27.11 都市計画変更 H28.7 事業認可 R2.12 事業再評価

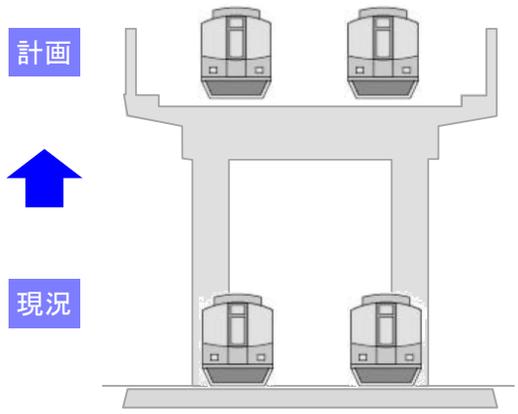


# 2. 事業の概要

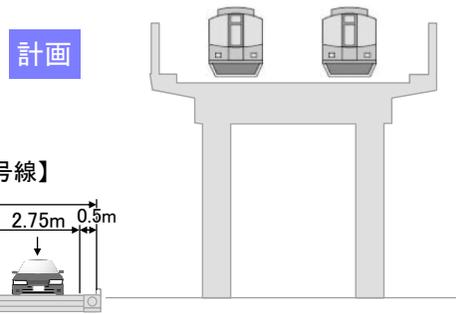
## ◆事業区間の道路構造

【JR関西本線高架化】

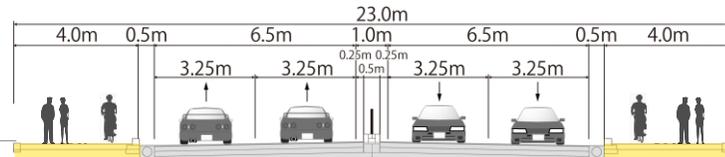
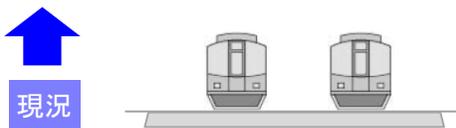
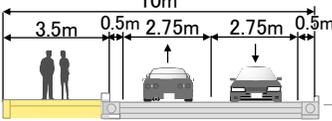
高架部 断面①



高架部(側道整備区間) 断面②



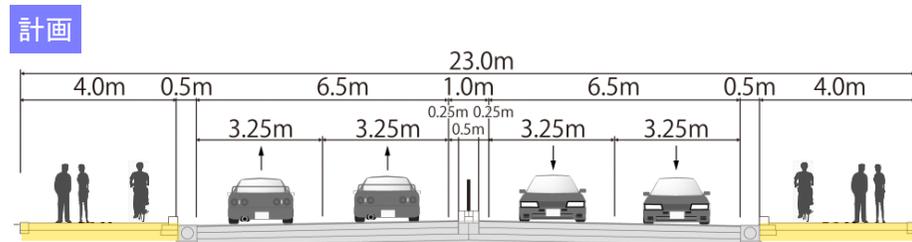
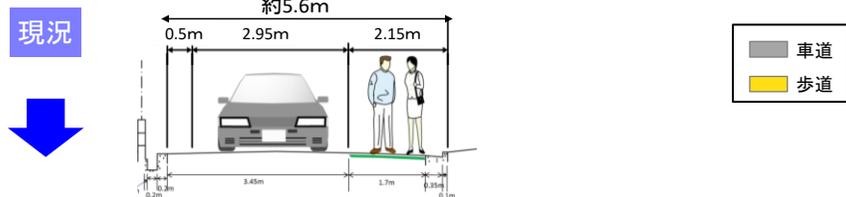
【(都)JR高架側道4号線】



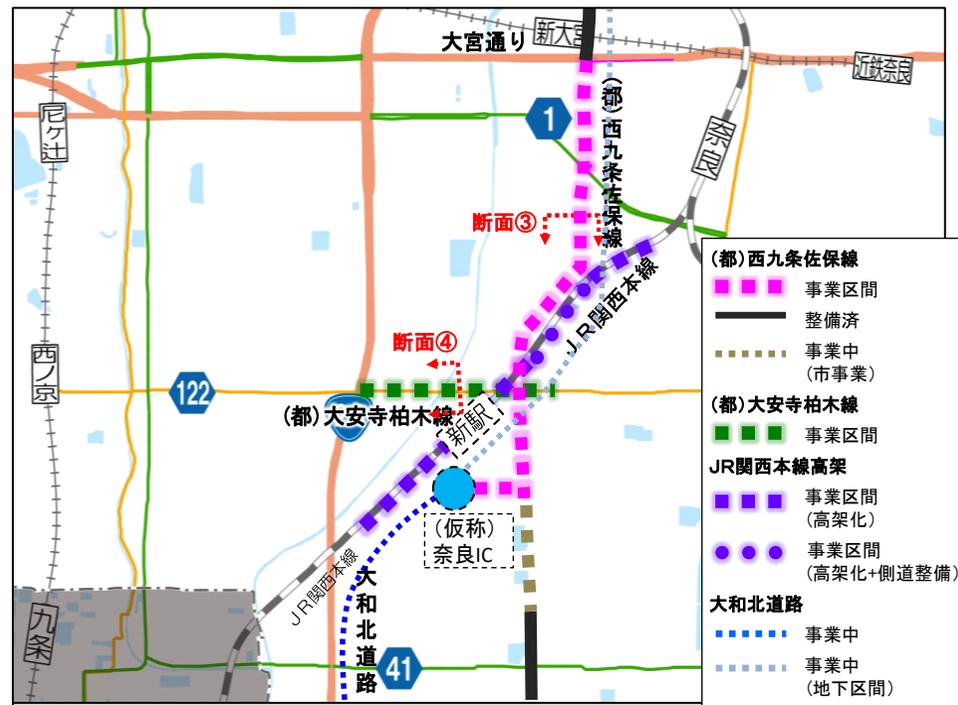
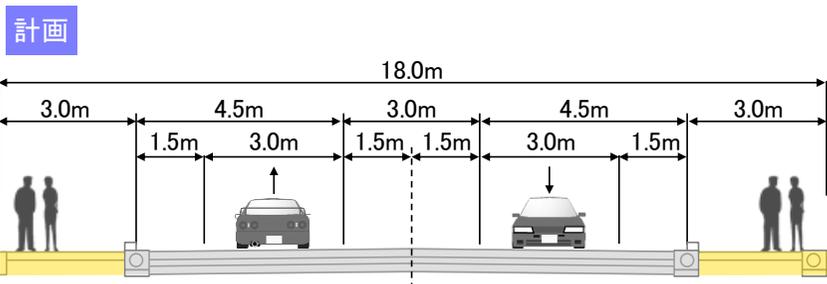
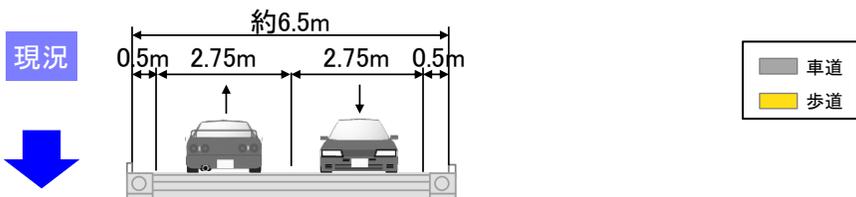
# 2. 事業の概要

## ◆事業区間の道路構造

【(都)西九条佐保線】 断面③



【(都)大安寺柏木線】 断面④



# 3. 上位関連計画への位置付け

## 6) まとめ

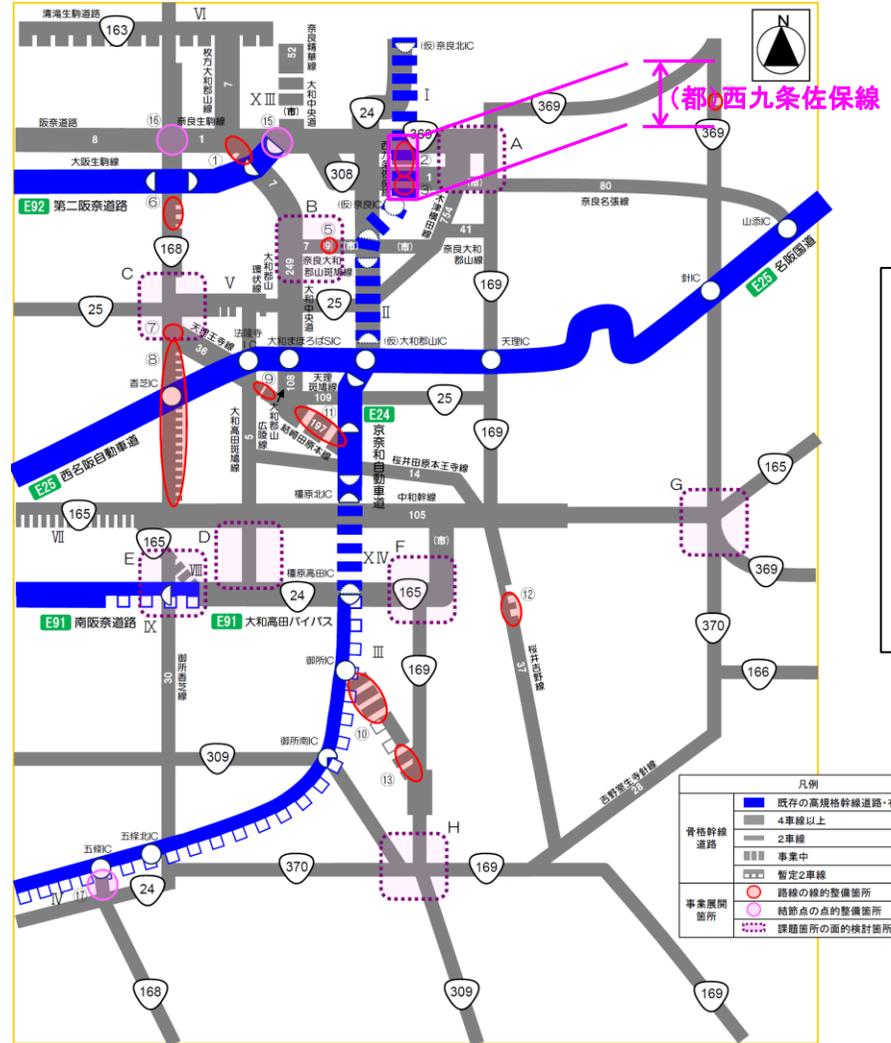
上位関連計画	事業の位置づけ
1) 奈良県道路整備基本計画 (令和6年10月改定)	・(仮称)奈良ICから奈良市中心部への アクセス性の向上
2) 奈良市改訂都市計画マスタープラン (平成27年7月策定)	・地域内交通の円滑化
3) 奈良県無電柱化推進計画 (令和6年10月改定)	・防災機能の向上 ・安全・円滑な交通確保 ・景観形成・観光振興
4) 奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン (令和2年3月策定)	・地域内交通の円滑化 ・新しいまちづくり
5) 奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画 (令和6年3月策定)	・新しいまちづくり ・地域内交通の円滑化 ・交通安全

# 3.上位関連計画への位置付け

## 1) 奈良県道路整備基本計画

- 奈良県では道路整備を総合的かつ計画的に進めるため、「奈良県道路整備基本計画」を平成26年7月に策定(令和元年10月、令和6年10月改定)
- (都)西九条佐保線は、**骨格幹線道路ネットワーク**における**路線の線的整備箇所**として位置付け

### 【骨格幹線道路ネットワーク】



### 【線的整備箇所】

- 骨格幹線道路ネットワークを構成する各路線のうち、事業化区間の整備を推進。未事業化箇所については、都市計画変更を含め新規事業化に向けた必要な調査・検討を行う

出典)奈良県道路整備基本計画(R6.10)より抜粋

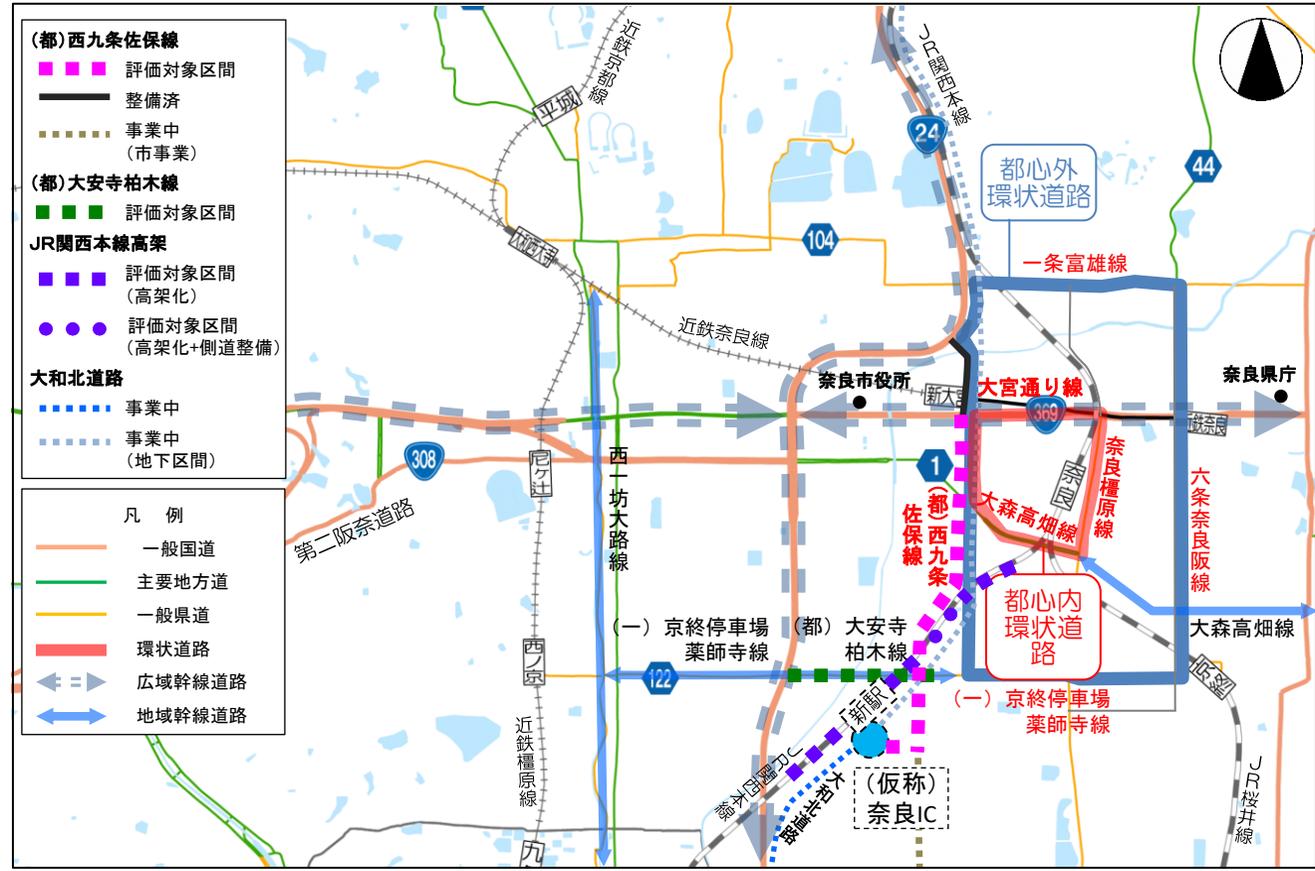
出典)奈良県道路整備基本計画(R6.10)より抜粋

# 3.上位関連計画への位置付け

## 2) 奈良市改訂都市計画マスタープラン

- 奈良市では観光都市における暮らしや交流に配慮した「奈良市改訂都市計画マスタープラン」を平成27年7月に策定
- (都)西九条佐保線は、**中心市街地の通過交通軽減と周辺の交通円滑化、JR奈良駅周辺の交通円滑化**を図るための「**都心外環状道路**」及び「**都心内環状道路**」の一部として位置付け
- (都)大安寺柏木線は、**拠点間及び市内の主要な地域を結ぶ**「**地域幹線道路**」の一部として位置付け

【道路・交通体系の方針図】



【都心外環状道路】  
 ・中心市街地の通過交通軽減と周辺の交通円滑化を図る環状道路

【都心内環状道路】  
 ・JR奈良駅周辺の交通円滑化を図る環状道路

【広域幹線道路】  
 ・都市間を広域的に結ぶ道路

【地域幹線道路】  
 ・拠点間及び市内の主要な地域を結ぶ道路

出典)奈良市改訂都市計画マスタープラン(H27.7)

出典)奈良市改訂都市計画マスタープラン(H27.7)を基に作成

# 3.上位関連計画への位置付け

## 3) 奈良県無電柱化推進計画

- 奈良県では防災、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、「奈良県無電柱化推進計画」を令和元年10月に策定、令和6年10月に改定
- (都)西九条佐保線及び(都)大安寺柏木線は、「①防災」「②安全・円滑な交通確保」「③景観形成・観光振興」の観点から無電柱化を推進する道路に該当すると想定

### ◆無電柱化の対象道路

観点	内容
① 防災	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急輸送道路や避難路へのアクセス道</li><li>・避難路等災害の被害の拡大の防止を図る道路</li></ul>
② 安全・円滑な交通確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・バリアフリー新法の特定道路、生活関連経路</li><li>・鉄道駅等の交通結節点</li><li>・通学路の要対策箇所</li></ul>
③ 景観形成・観光振興	<ul style="list-style-type: none"><li>・世界遺産や歴史的・文化的風土を形成する地域などにおいて、良好な景観形成や観光振興のために必要な道路</li></ul>
④ 県と市町村とのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・県と市町村とのまちづくりを進める上で、無電柱化が必要な取り組みとされる道路</li></ul>
⑤ 面整備事業等	<ul style="list-style-type: none"><li>・面整備事業や大規模な開発事業にあわせて無電柱化を実施する道路</li></ul>

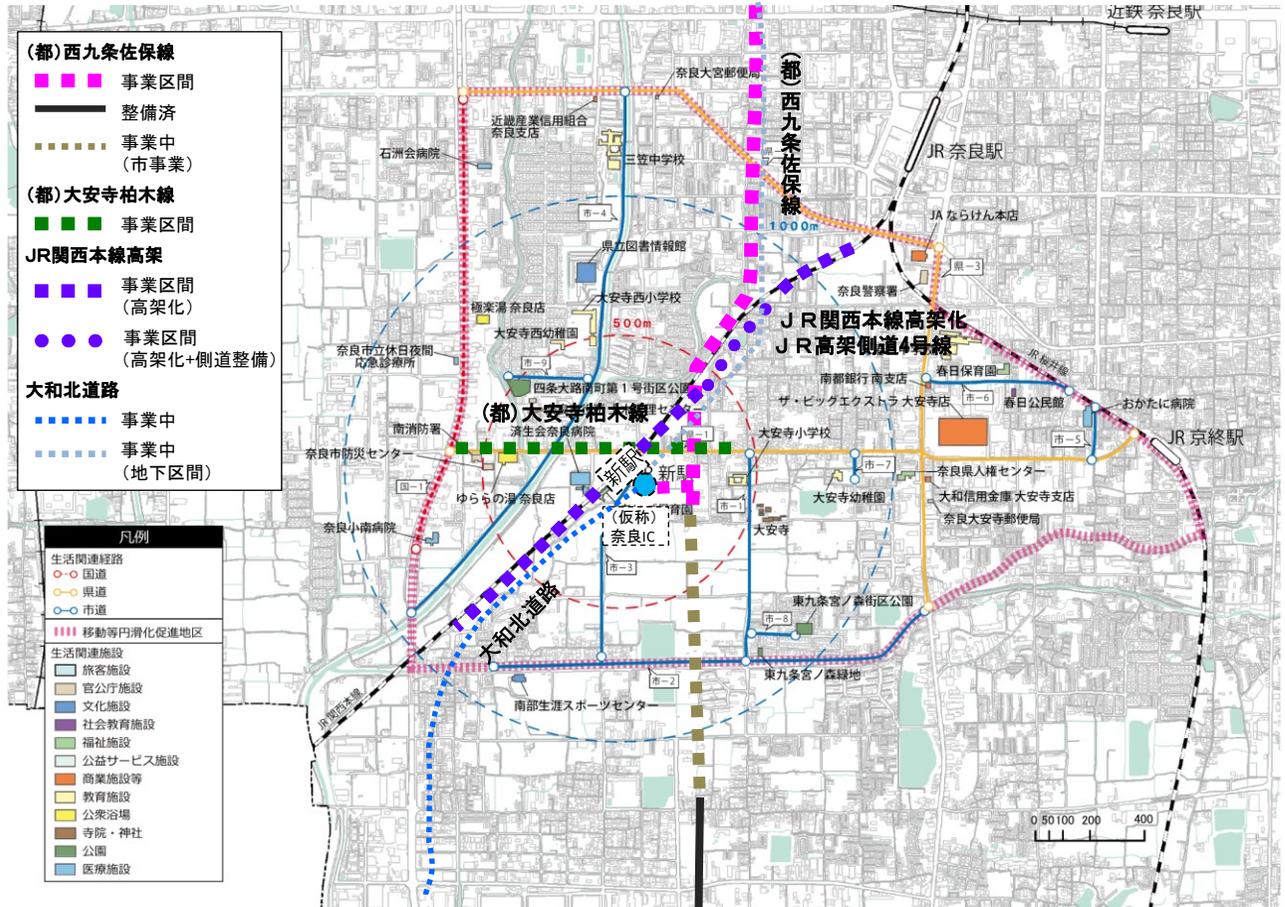
西九条佐保線及び大安寺柏木線は  
①②③に該当

# 3.上位関連計画への位置付け

## 4) 奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン

- 奈良市では、平成30年のバリアフリー法改正を受け、「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」を令和2年3月に策定
- 事業区間周辺は、(仮称)奈良ICと隣接し、新たな地域拠点の形成を目指し、新規に整備される駅も計画されていることから、バリアフリー化のモデル地区となりえること等を踏まえ、**移動円滑化促進地区**に位置づけ
- (都)大安寺柏木線は**生活関連経路**(生活関連施設利用者の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路)に位置づけ

### ◆ 移動等円滑化促進地区(八条・大安寺周辺地区)



- 【移動等円滑化促進地区】**
- ・以下の要件に該当する地区で、面的・一体的なバリアフリー化を実施
- ①多くの高齢者や障害者等が利用する鉄道駅、官公庁施設や教育施設、福祉施設等(生活関連施設)が集まっており、それらの間の移動が通常徒歩で行われる
  - ②施設や施設間の移動経路(生活関連経路)の移動円滑化を進めることが特に必要であると考えられる
  - ③その地区で移動等円滑化を進めることが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である
- 出典)奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン(R2.3)

# 3.上位関連計画への位置付け

## 5)奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画

- 奈良市では、八条・大安寺周辺地区のまちづくりを具体化する計画として、「八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画」を令和6年3月に策定
- 地区全体として賑わい創出事業、新駅周辺には**新産業創造拠点を整備**し、面的整備事業、企業等誘致事業等を位置づけ
- 道路に関するKPIとして、**交通渋滞箇所数、生活関連経路の歩道整備率、交通事故死者数**などを位置づけ

### ◆取り組み方針図

